



永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

令和2年7月3日から大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要

令和2年7月3日から大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県及び鹿児島県は8市7町5村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【熊本県】 八代市 (やつしろし) 人吉市 (ひとよしし) 水俣市 (みなまし) 上天草市 (かみあまくさし) 天草市 (あまくさし) 葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち) 葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち) 球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち) 球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち) 球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち) 球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら) 球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら) 球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら)	7月4日	令和2年7月3日から大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら) 球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら) 球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちょう) <u>【鹿児島県】</u> <u>阿久根市</u> (あくねし) <u>出水市</u> (いずみし) <u>伊佐市</u> (いさし) <u>出水郡長島町</u> (いずみぐんながしまちょう)	7月4日	令和2年7月3日からの大由による災 <u>害により、多数の者が生命又は身体に危害</u> <u>を受け、又は受けるおそれが生じており、</u> <u>継続的に救助を必要としている。</u>	<u>災害救助法施行</u> <u>令第1条第1項</u> <u>第4号適用</u>

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官(防災担当)付
 参事官(被災者生活再建担当)付
 阿部、横田、森戸、柚上、山地
 TEL 03-5253-2111 (内線51276)
 03-3503-9394 (直通)